破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５４号
岩手県花巻市二枚橋第６地割62―１　コーポアーバン105、開始決定時の住所岩手県花巻市狼沢第２地割89番地
破産者　くるま工房杉村こと　杉村　仁司
１　決定年月日　平成30年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１３２号
茨城県取手市新川1683番地３
破産者　大河内榮三
１　決定年月日　平成30年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
愛知県一宮市篭屋４丁目１番15号
破産者　髙橋　良子
１　決定年月日　平成30年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３７８号
兵庫県相生市川原町24番６号
破産者　松田　　晋
１　決定年月日　平成30年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１４３号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1484番地の191、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1484番地の74
破産者　沢田加代こと　澤田　加代
１　決定年月日　平成30年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１１号
福岡市博多区寿町２丁目６番３―203号
破産者　原口　康高
１　決定年月日　平成30年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５号
熊本県球磨郡錦町大字一武2194番地５、破産手続開始決定時の住所熊本県球磨郡錦町大字西204番地７
破産者　江口麻由美
１　決定年月日　平成30年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第８５号
茨城県土浦市下高津２丁目３番26号、前住所茨城県つくば市妻木1514番地
破産者　髙野ひさ子
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２７３号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区24棟302号
破産者　芝崎　健治
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６４６号
横浜市磯子区洋光台４丁目43番１号　サンヒルズ洋光台Ⅱ101号
破産者　石原　隆行
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６５０号
横浜市都筑区荏田南４丁目17番５号　シティハウス小島Ａ号室
破産者　石川　法明
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８１号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目18番１―405号、前住所川崎市川崎区東門前３丁目８番４号サンライズ東門前
破産者　中野　拓也
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６号
新潟県糸魚川市大字青海1115番地
破産者　名古屋建一
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第３３８号
金沢市桜町21番28号
破産者　藤森　正人
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９９号
金沢市三口町金26番地１
破産者　黒梅　京子
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３３号
金沢市円光寺３丁目15番35号
破産者　知幸　正信
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

第明治三十五種郵便物認可